

改正

令和 2 年 3 月30日告示第105号

花巻市保育士等家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育所等入所可能人数の増加を図るため、保育士等の就労の継続、就職の動機付けとして経済的負担を軽減することにより、保育士等を確保することを目的に、法人立保育所等に勤務する保育士等が本人名義で契約する民間賃貸住宅の賃貸に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 市内の施設児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園をいう。ただし、市が設置するものを除く。
- (2) 保育事業 次に掲げる市内で行う事業をいう。ただし、市が行うものを除く。
 - ア 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
 - イ 法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業
 - ウ 法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業
- (3) 保育士等 1 日当たり 6 時間以上、かつ、1 月当たり 20 日以上、保育所等に勤務（幼保連携型認定こども園に勤務する者は、2 号・3 号認定の保育をする者に限る。）又は従事（以下「保育業務」という。）する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格を有している者をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 保育士等が自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 雇用主が給与の一部として与える住宅
 - イ 保育士等の 1 親等又は 2 親等の親族が所有している住宅
- (5) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、

駐車場使用料等その他住居以外の費用を除く。

- (6) 住宅手当 雇用主が保育士等に対して支給する住宅に関する手当等の月額をいう。
(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する保育士等
(2) 独身で単身世帯の者又は独身で当該年度において19歳に満たない子とのみ同居する者
(3) 保育所等に雇用が開始された日が令和6年3月1日までの者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保育士等が納付した民間賃貸住宅に係る一月当たりの家賃（4万円を上限とする。）から、住宅手当を控除した額に次の表の補助率を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

保育所等に雇用が開始された日が属する年度から起算した年度数	補助率
1年度	1 / 2
2年度	1 / 3
3年度	1 / 4

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、当該補助金の交付を受けた初年度から起算して3年度目又は令和5年度までのいずれか早い年度とする。

- 2 前項の期間中、対象とする月は、保育業務を開始した日が月の初日の場合はその日の属する月から、月の初日以外の場合はその日の属する月の翌月から保育業務をしなくなった日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、花巻市保育士等家賃補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間賃貸住宅賃貸借契約書の写し
(2) 資格を証明する資格証等の写し
(3) 世帯全員の住民票の原本

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月30日告示第105号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。